

令和3年度 第12回役員会議事要旨

日 時 令和3年12月8日(水) 13時00分～14時32分

場 所 大学本部2階大会議室, Web会議

出席者 学長, 渡理事, 山下理事, 寺本理事, 山崎理事, 竹下理事

欠席者 吉田理事

陪席者 佐々木監事, 南谷監事, 山下附属病院長

1 審議事項

(1) 佐賀県有田町との包括連携に関する協定(継続)の締結について

寺本理事より, 平成30年に締結した本協定について, 本学の人材養成機能や研究成果を活用して地域の課題解決に取り組むため, 今後さらに5年間の包括連携協定を締結する旨, 説明があり, 審議の結果, 了承された。

学長より, 包括連携に関する協定については, 通常3年間と期間を定めて締結しているが, 今回, 5年の期間で締結することとなった経緯について質問があり, 寺本理事より, 本学のキャンパスが有田町に所在しており, また有田町との連携も順調であるため, 双方合意の上, 5年間と定めた旨, 回答があった。

(2) その他

特になし。

2 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

山下附属病院長より, 令和3年度附属病院収支実績及び見込(～9月実績), 10月特定保険医療材料高額品目実績(直近6か月まで), 医事データを用いた粗収入試算, 診療稼働実績累計等について説明があった。

(2) 令和3年人事院勧告への対応並びに給与改定のスケジュールについて

人事課長より, 令和3年8月に人事院から国会及び内閣に対して行われた人事院勧告に関連して, 令和3年11月に, 人事院勧告どおりの支給月数を引き下げるが, 令和3年度の引下げに相当する額については, 令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う旨の閣議決定がされたことから, 本学にお

いても、これに準拠する形で対応する旨、今後の給与改定のスケジュール（案）について、説明があった。

- (3) その他
特になし。

3 協議事項

- (1) 「佐賀大学学則」の一部改正について

山下理事より、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、高等学校の生徒等の大学入学資格を有さない者が科目等履修生として単位を修得した場合、単位を修得した大学への入学後に修業年限への通算ができるようになったことを受け、本学の学則についても、これに対応するよう改正する旨、説明があり、協議を行った。なお、本件については、教育研究評議会及びその後の役員会で審議されることとなった。

- (2) 業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）について

渡理事、総務部長及び財務課長より、会計検査院による令和元年度決算検査報告における指摘事項に対して、今後の再発防止策としての本学の対応について協議する旨、今後の再発防止策として、モニタリングの実施、危機事象発生時の対応、具体的な実施計画の作成や責任範囲の明確化及び役員会が把握すべき事業の取扱い等について定め、学内に周知を図る予定としている旨、モニタリング対象事業及び役員会が把握すべき事業等について、説明があった。

なお、本件については、今後の役員会で引き続き審議されることとなった。

4 その他

- (1) 国立大学法人佐賀大学の人事方針について

渡理事より、本学における適切な年齢構成の実現、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針及び職種別の人事方針の制定を検討していることから、今回、意見交換を行う旨、人事基本方針（案）、教員及び職員それぞれの人事の方針（案）、人事の取扱い等について、説明があった。なお、本件については、今後の役員会及び教育研究評議会にて審議されることとなった。

以上